

V. 参考資料

1. 用語解説

	用語	解説
あ	あんしん カラーベルト	小学生の通学路などのうち、歩道などの歩行者空間が確保されておらず、今後も歩道整備が困難な路線において、歩行者空間確保のため拡幅・カラー化された路側帯。
	雨水貯留浸透施設	大雨時に河川水位の急激な上昇を防止するため、雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設。公園や校庭、住宅などに設置し一時的に雨水を溜める「雨水貯留施設」と透水性の舗装や雨水浸透ますなど、雨水を地下に浸透させる「雨水浸透施設」に分けられる。
	雨水排水施設	雨水を速やかに集めて川や海に流すための水路などの施設。
か	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置するもの。
	河川遊水地	洪水時に、河川から水を流入させて、一時的に貯留し、流量の調節を行う土地のこと。
神奈川東部方面線		相模鉄道線西谷駅から JR 東海道貨物線横浜羽沢駅付近を経て、東京急行電鉄線日吉駅に至る路線で、西谷から羽沢間を相鉄・JR 直通線、羽沢から日吉間を相鉄・東急直通線として整備し、相模鉄道線と JR 線、東京急行電鉄線との直通運転を行う。
	幹線道路	高速道路などを除く都市計画道路及び 4 車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。
急傾斜地崩壊危険区域		崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち急傾斜地の崩壊を助長又は誘発する恐れのある土地に対し、急傾斜地の崩壊を防止するため、一定の基準に該当する場合に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された区域。
	旧耐震基準	昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日に改正施行された建築基準法以前の耐震基準のこと。
狭あい道路		幅員 4m 未満の道で、一般の用に供されている道路のこと。
		通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時に消防、救急活動にも支障をきたす恐れがある。
緊急交通路指定想定路		大地震発生時に、被災者の避難、救出・救助及び消火活動などに使用される緊急車両などの通行に限定される道路。都道府県公安委員会が各道路管理者と協議により指定する道路で、横浜市内には 20 路線ある。
	緊急輸送路	災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員などを輸送する緊急車両が通行する道路。高速道路や幹線道路を対象としている。「第 1 次緊急輸送路」と「第 2 次緊急輸送路」に分けられ、各種行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院などの各拠点の連携を考慮し選定されている。
近隣公園		主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置するもの。

か	区域区分	都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること。
	建築協定	住宅地としての環境を維持増進することなどを目的として、土地の所有者などの全員の合意によって建築基準法などの最低の基準に更に一定の制限を加え、互いに守りあっていくことを約束（契約）し、その約束を市長が認可するもの。
	洪水ハザードマップ	大雨によって河川が増水し、堤防の決壊や河川の氾濫が発生した場合、住民が避難する際に役立つよう、浸水想定区域や水深、避難場所などを掲載したマップ。
さ	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化拡大の恐れのない開発が特例として認められる以外、原則として開発は認められない。また、建築行為については、都道府県知事（政令市長を含む）の許可が必要。
	自給的農家	「農家」のうち経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満であるものをいう。
	自然増減	出生と死亡による人口増減。
	市民農園	農業従事者以外の人々が、レクリエーション目的などで、小さな区画の農地を利用して自家用の野菜や花などを育てるための農園のこと。
	市民の森	「緑の環境をつくり育てる条例」及び「市民の森設置事業実施要綱」に基づき、おおむね2ha以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な施設整備を行い、市民に憩いの場を提供するもの。
	社会増減	転勤・転職・就職・就学・結婚・住宅事情などの社会的事情による人口増減。
	収穫体験農園	身近なところで地産地消を実感できるよう、果物のもぎ取りや野菜の収穫などを体験することができる果樹園や農園。
	人口集中地区(D I D)	国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1) 原則として人口密度が1km ² 当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2) それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域。
	人口動態	自然動態（自然増加数）と社会動態（社会増加数）を合わせた人口の動き。
	3 R	Reduce（リデュース：ごみそのものを減らす）、Reuse（リユース：何回も繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：分別して再び資源として利用する）の頭文字をとった循環型社会を構築していくためのキーワード。
	生物多様性	地球上の生命、生きものはどれを取ってみても、自分一人、ただ一種だけで生きていくことはできず、他のたくさんの生物とかかわって、初めて生きていくことができる。この生きものたちのつながりのことを「生物多様性」と呼ぶ。
た	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・育成・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

た	地域道路	地域の人々が通勤・通学など日常生活上で利用する道路で、生活圏に位置する区画道路など。
	地域福祉保健計画	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進するもの。横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18 区の区計画、地区別計画で構成されており、区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画として、泉区地域福祉保健計画を策定している。
	地域まちづくりプラン	地域の目標・方針やものづくり・自主活動など課題解決に向けた取組を、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民などの理解や支持を得ながらとりまとめた計画を、市長が認定する制度。地域まちづくりプランに基づき、地域まちづくり組織は、市と連携して事業推進を図っていくなど、プランの実現へ向けた取組を行っていくことができる。
	地域まちづくりルール	建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織（地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。）が地域住民などの理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールを、市長が認定する制度。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築などを行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市が連携して建築行為などを誘導している。
	地区計画	都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物などの用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めるもの。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置するもの。
	昼夜間人口比率	夜間人口 100 人当たりの昼間人口。「昼間人口」とは、常住地から通勤・通学という日々の定常的な移動人口を加減して算出した「従業地・通学地による人口」を指し、常住人口を昼間人口に対比する意味で「夜間人口」と呼ぶ。
	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、風致景観が優れているなどの指定要件を満たす、概ね 1,000 m ² 以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全する制度。
	都市計画区域	市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域のこと。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるもの。

た	都市計画道路	都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。都市の将来像を踏まえて計画される。 都市計画道路が計画されている場所では、将来的に道路整備が円滑に進むように、建物の建築に際して一定の制限がかかっている。
	都市施設	都市計画法第 11 条第 1 項に定められている、道路などの交通施設、公園などの公共空地、下水道などの処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院などの医療施設、火葬場など、一団地などの住宅施設、官公庁施設、流通業務団地など、都市計画で定められるべき施設。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された区域。
	土砂災害ハザードマップ	豪雨などにより、がけ崩れが発生した場合に被害が及ぶ恐れのある区域を示した地図。傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍(50m を超える場合は 50m) 以内の区域が指定されている。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて土地の提供を受けた上で（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。
な	内水ハザードマップ	大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や水深などを掲載したマップ。
	農園付公園	市民が農作業を楽しめる農園を主として整備した都市公園。区画貸しタイプの市民農園で、利用者が自由に栽培・収穫できる。
	農業振興地域	県知事が農業振興地域整備基本方針に基づいて指定する、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。
	農業専用地区	まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市独自の制度として市長が指定した地区。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる 10ha 以上の地区を指定。
	農用地区域	農業振興地域整備計画において農地としての利用が定められた区域。農政事業の主な対象となるほか、税制上の優遇や農地転用の制限など種々の特徴がある。
は	バリアフリー化	高齢者、障害者などが生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去り（歩道の段差解消など）、高齢者、障害者などにやさしい生活空間を作りあげることをいう。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者などが社会参加をする上で、精神的にも障壁がないことも意図する。
	販売農家	「農家」のうち経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間の農作物販売金額が 50 万円以上のものをいう。

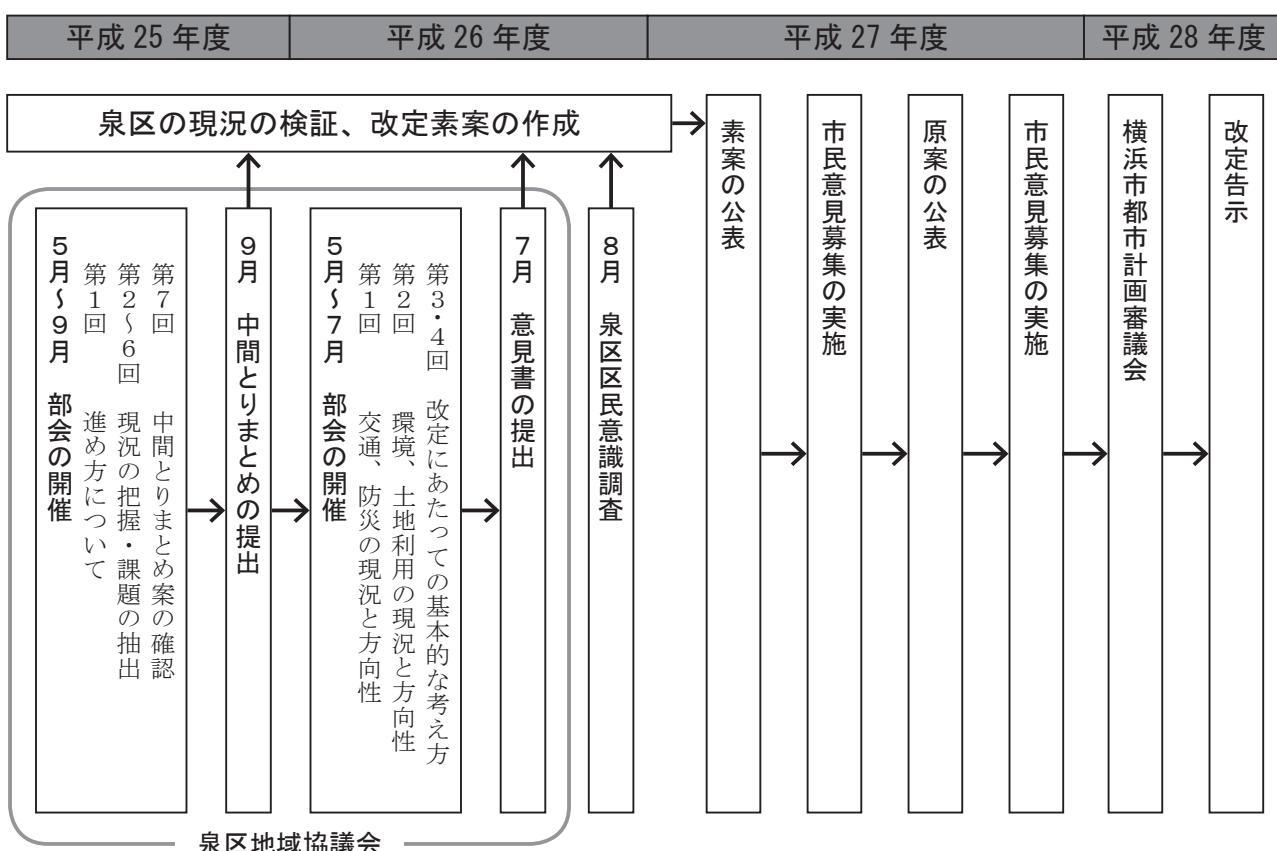
ま	緑の 10 大拠点	横浜市水と緑の基本計画では、市内におけるまとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が三箇所あるとしており、横浜市では、これらを合わせて緑の 10 大拠点としている。
	木造住宅密集市街地	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地。
や	用途地域	都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもの。
	横浜環状道路	横浜市の骨格となる自動車専用道路。横浜の都心から半径 10 ~ 15km を環状に結ぶ計画で、平成 26 年（2014 年）現在は南線（横浜横須賀道路釜利谷ジャンクション～（仮称）戸塚インターチェンジ）・北線（第三京浜道路港北ジャンクション～横浜羽田空港線生麦ジャンクション）・北西線（東名高速道路横浜青葉インターチェンジ・ジャンクション～第三京浜道路港北ジャンクション）が事業中となっている。また、西側区間については、事業中の路線の進捗状況を見ながら検討を進めることとしている。
	横浜市基本構想（長期ビジョン）	市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。おおむね 2025 年頃を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定する。横浜市の様々な計画の最上位に位置付けられる指針であり、「地方自治法」に規定される、その地域における総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想に位置付けられる構想。
	横浜市地域まちづくり推進条例	安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的として平成 17 年（2005 年）2 月 25 日に公布され、平成 17 年（2005 年）10 月 1 日に施行された条例。 市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と市のそれぞれの責務、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続きや、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めている。
	横浜市水と緑の基本計画	水・緑環境の保全と創造に向けた総合的な施策展開を図るとともに、横浜市基本構想（長期ビジョン）を踏まえて「横浜らしい水・緑環境の実現」を目指す計画。
	横浜みどりアップ計画	緑の減少に歯止めをかけ、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量と質の維持・向上を図る計画（「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（平成 21-25 年度））。平成 26 年（2014 年）度からは、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、「みんなで育むみどり豊かな美しい街 横浜」を目指し、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の 3 つの柱と、「効果的な広報の展開」に、市民や事業者と連携しながら取り組む「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）」が策定されている。

ら	緑地保全制度	樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度（特別緑地保全地区）と条例に基づく制度（市民の森など）があり、土地所有者の意向や土地の特性に合わせて制度の指定を行っている。緑地保全制度に指定されると、建築などの土地の形質の変更に制限をうける一方で、様々な優遇措置がある。
	緑被率	緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。

2. 改定の経緯

泉区プランの改定にあたっては、泉区の現況を把握するとともに、泉区地域協議会においてまちづくりの課題やまちの将来像について議論し、泉区プラン改定にあたっての基本的な考え方について意見書を提出していただきました。その意見書や、平成26年(2014年)度に実施した泉区区民意識調査結果を受けて、改定素案を作成しました。

その後、素案、原案について、広報よこはま、ホームページなどを通して、広く区民意見を募集した上で、改定案を作成したのち、横浜市都市計画審議会へ付議し、改定泉区プランを確定しました。



**横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン
平成 27 年 7 月**

横浜市 泉区 区政推進課
〒 245-0016 横浜市泉区和泉町 4636-2
Tel:045-800-2332 FAX:045-800-2505
E-Mail:iz-kusei@city.yokohama.jp

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課
〒 231-0017 横浜市中区港町 1-1
Tel:045-671-2696 FAX:045-663-8641
E-Mail: tb-chiikimachika@city.yokohama.jp